認定基準の一部改正について

令和７年５月16日開催の理事会において、「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器の認定基準」の一部改正について承認され、令和７年７月１日より施行することといたしました。

なお、一部改正の主な要旨については、下記のとおりです。

一部改正の主な要旨等

1　親綱支柱の第１種については、「直交型、平行型、兼用型」の区別をなくし、「全て直交方向及び平行方向に取り付けることができる親綱支柱」としたこと。

2　令和７年７月１日前に製造されたものについては、従前の例によること。

親綱支柱・支柱用親綱・緊張器の認定基準の一部改正について

1　適　　用
2　定　　義
} 現行のまま

3　種　　類

支柱の種類は、これを用いて行う作業、親綱の種類等により次の表のとおりとする。

支柱の種類	
第1種	主に鉄骨組立作業等に使用される水平親綱支柱システムを構成するための支柱で、鉄骨梁のフランジ等に支柱の取付金具により取り付け、支柱用親綱を使用して緊張器により緊張し、墜落制止用器具の取付設備とするもの。H形鋼の方向と支柱用親綱の方向の関係において直交方向及び平行方向に取り付けることができる。
第2種	主にわく組足場等の組立、解体作業に使用される水平親綱支柱システムを構成するための支柱で、わく組足場を構成する建わくの脚柱や横架材等を利用してセットし、支柱用親綱を張り、控綱をとり墜落制止用器具の取付設備とするもの。

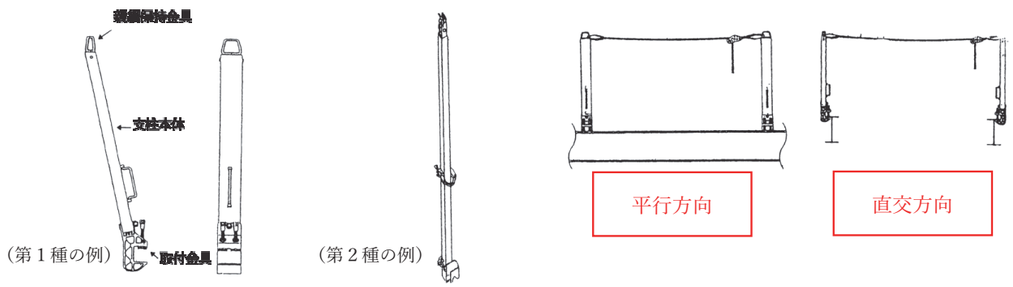

（第１種の例）　（第２種の例）

親綱支柱の例

図3

4　材 料 等
5　構　　造
6　工 作 等
} 現行のまま

7　強 度 等

(1)　支柱の落下阻止性能は、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものでなければならない。

試　験　方　法	強　度　等
（落下阻止性能試験―直交型・平行型） 次の図に示すように、平行方向・直交方向それぞれに２本の支柱を支柱固定ジグ（注１）に所定のスパン（注２）で取り付け、これに親綱ジグ（注３）を取り付けてこれを緊張し（注４）、親綱ジグのスパンの中点（注５）にフックを掛けた試験用ロープ（注６）を介して取り付けた100kgの重すい（注７）を、重すいの試験用ロープ取り付け点がＨ形鋼上面より高さ1.45mとなる位置から自由落下させ落下阻止の有無等を調べる。なお、支柱を支柱固定ジグに取り付ける場合、取付金具がボルトの締め付け力により固定される構造のものにあっては締付けトルクは、第１種にあっては表示された締付けトルクで、第２種にあっては3.5kN・cmとする。 また、第２種の試験では控綱を併用して行い、控綱の初期張力は0.3 ± 0.05kNとする。ただし、支柱用親綱と控綱が同一のロープとなる方式の支柱の場合の初期張力は、0.5 ± 0.05kNとする。 注１（支柱固定ジグ）：第１種にあっては厚さ16mmの鋼板、第２種にあっては建わくとする。 注２（ス　パ　ン）：第１種にあっては10m、第２種にあっては9.145m《インチサイズ５スパン》とする。 注３（親　綱　ジ　グ）：第１種及び第２種ともに直径9mm、6 × 24のJIS規格ワイヤロープとする。 注４（緊　張　力）：親綱ジグを0.5 ± 0.05kNで緊張する。 注５（スパンの中点）：親綱保持金具の間隔の中心をいう。 注６（試験用ロープ）：ショックアブソーバの無い長さ1.7m ± 0.03mのナイロン製のもの。 注７（重　す　い）：質量が100 ± 1kgの円筒形（直径30cm、全長70cm）の鋼製の重すいとする。（解説参照） 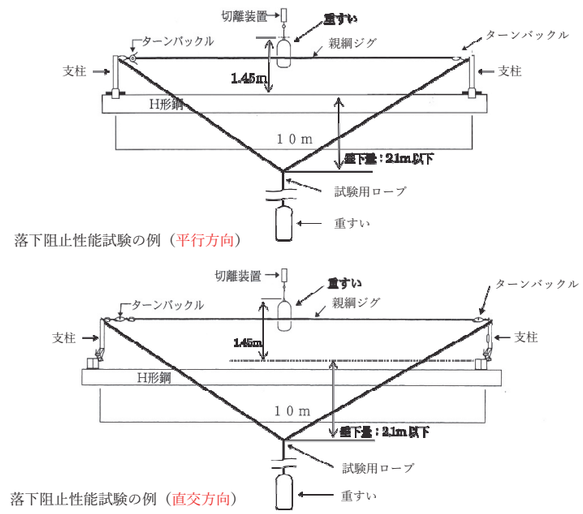 落下阻止性能試験の例（平行方向） 落下阻止性能試験の例（直交方向）	1　支柱が支柱固定ジグから脱落しないこと。 2　親綱保持金具から親綱ジグが脱落しないこと。 3　親綱ジグのフック取付点のＨ形鋼上面からの垂下量が2.1m以下であること。 4　支柱の変形角度が45度以下であること。

以下現行のまま

8　表　　示

⑴　親綱支柱は、見やすい箇所に次の事項を表示するものとする。

a　製造者名

b　製造年並びに上期及び下期の別

c　種類別の略号

~~d　使用方向（1種について「平行」「直交」「兼用」の別）~~

d　取付金具の締付けトルク

e　100kg対応の旨（100kg対応）

f　最大落下距離6.75m

g　認定合格マーク

種　類	略　号
第　1　種	1　種
第　2　種	2　種

以下現行のまま